

浦 監 第 116 号
平成 25 年 3 月 12 日

浦安市監査委員	黒 田 レイ子
同	佐久間 秀 雄
同	田 村 耕 作

平成 24 年度定期監査（市民経済部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査（市民経済部）の結果報告書

1 監査の範囲

平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

市民経済部

3 監査の実施期間

平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 28 日

4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 地域ネットワーク課

- ① 国際センターについて、利用状況を確認したところ、平成 22 年度及び平成 23 年度では、登録団体やセンターの主催事業等により、研修室やサロンの利用者数は、年間約 24,500 人となっているとのことであった。また、センターの休館日は、年間 20 日程度で、1 日当たりの平均の利用者数は 70 人程度となっている。

国際センターは、新浦安駅前に立地していることから、今後は、認知度の向上を図るとともに、利用者の状況等を分析し、事業ごとの利用者数の目標を設定するなど、さらに有効利用が図られるよう努められたい。

(2) 防犯課

- ① 市内防犯パトロール業務委託の契約差金について、取扱いを確認したところ、減額補正も含め検討したが、当初予算に計上していない現状で必要と思われる事業を実施するため、既に契約差金から流用等を行い、対応したものとあった。

また、今後、東日本大震災の影響によりこれまで見合わせていた事業や急きょ参加が決まったイベントにおける啓発のための費用にも流用等を行い、留保した契約差金のほぼ全額を執行する予定であるとのことであった。

行政運営を円滑に進めていく中では、市民ニーズや突発的な要因への迅速な対応等のため契約差金を留保し、流用等を行う場合があることは理解できるが、契約差金については安易に留保することなく、可能な限り早期に減額補正を行うとともに、やむを得ず流用等を行う場合は、その必要性を十分精査し、適切に執行するよう努められたい。